

SSP 構想 PR 動画制作業務委託仕様書

1. 委託業務名

SSP 構想 PR 動画制作業務委託

2. 目的

佐賀県が掲げる、スポーツのチカラを活かした「人づくり」「地域づくり」を進める SAGA スポーツピラミッド（SSP）構想を周知する動画制作を行い、広く県民に SSP 構想の浸透を図る。

3. 委託業務の内容

(1) 制作する映像

- ① SSP 構想「する・育てる・観る・支える・稼ぐ」のシーン別にコンセプトが分かりやすい内容にすること
- ② 佐賀県ゆかりのアスリートを使い、かっこいい内容にすること

【参考：SSP 構想とは】

世界に挑戦する佐賀ゆかりのトップアスリートの育成を通じてスポーツ文化（する、育てる、観る、支える、稼ぐ）の裾野を拡大し、さらなるトップアスリートの育成につながる好循環を確立することで、スポーツのチカラを活かした人づくり、地域づくりを進めるプロジェクト。

(2) 制作要件

- ① 3 分動画を 1 種類、30 秒動画を 1 種類、15 秒動画を 3 種類制作すること
 - ※3 分動画、30 秒動画については、全スポーツシーン（する、育てる、観る、支える、稼ぐ）を盛り込むこと
 - ※15 秒動画については、スポーツシーンを以下 3 通りに分け、それぞれにスポットを当てたものを 1 本ずつ制作すること
 - ①「する、育てる」②「観る、支える」③「稼ぐ」
- ② 画面縦横比は 16 : 9
- ③ YouTube で再生可能な動画形式
- ④ 映像の解像度はフルハイビジョン以上

(3) 納品物

- ① 業務完了報告書 1 部
- ② DVD もしくはブルーレイディスク 3 式
- ③ WEB 公開用動画ファイル

(4) 納品期限

令和 6 年 3 月 31 日

4. 業務委託期間

契約締結の日～令和 6 年 3 月 31 日

5. 委託料

3, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

6. 著作権等

- (1) 当該委託業務の執行にあたり必要となる著作権の処理は、受託者が関係団体と協議の上、適切に行うこと。
- (2) 受託業者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は県に帰属するものし、県がこれらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるよう著作権法第 18 条から第 20 条に規定する著作者の権利を行使しないこと。
- (3) 制作物の中に第三者が著作権等を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者等と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (4) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

7. 留意事項

- (1) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、事前に県に承諾を得ること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。